

事務連絡  
令和5年2月15日

保険医療機関 様  
保険調剤薬局 様

秋田県国民健康保険団体連合会

オンライン請求医療機関等における返戻レセプトの再請求方法について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月請求分より、オンライン請求医療機関及び薬局（以下「オンライン請求医療機関等」という。）について、返戻レセプトの再請求の際にはオンライン請求にて対応いただくことが令和4年9月30日付け保連発0930第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知により示され、また、令和4年10月26日付け事務連絡によりQ&Aも示されたところです。

つきましては、令和5年4月以降も紙媒体の請求が可能となる紙媒体のみで本会から返戻されているレセプト及び過誤返戻レセプトに対し、判別が可能となりますよう下記のとおり返戻付せんの右上段に【紙媒体】と表示することとしましたのでお知らせいたします。

なお、オンラインによる返戻レセプト（返戻ファイル）のダウンロード方法につきましては、オンライン請求システムのマニュアルを御参照くださいますようお願い申し上げます。

また、現時点においてオンラインによる返戻分の再請求を実施されていないオンライン請求医療機関等におかれましては、システム事業者と調整のうえ、令和5年3月頃までにオンラインによる再請求への御準備をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

おって、本件につきましては、オンライン請求医療機関等に対する連絡内容ではありますが、オンライン請求の促進に係る取組等を踏まえ、全ての保険医療機関及び保険調剤薬局に対しお知らせいたします。

記

【原審査返戻付せん様式】

返戻（照会）付せん	【紙媒体】
医療機関コード：	
患者氏名：	

【過誤返戻付せん様式】

過誤返戻付せん	【紙媒体】
下記のとおり過誤がありましたので、返戻いたします。 なお、再請求される場合は、この付せんに添付したままで次回提出分に含めて請求願います。	
保険者名	
保険者番号	

【問い合わせ先】

秋田県国民健康保険団体連合会  
審査管理課 審査管理班  
電話番号：018-862-3855

**令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知（保連発 0930 第1号） 【抜粋】**

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。
  - ① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
    - ※ 当初、令和4年10月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
  - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023年3月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。
- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

**令和4年10月26日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡 【抜粋】**

- 問1 オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは具体的にどのようなものを指すか。
- （答）具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。
- （例）医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト
- 一方で、令和5年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。
- 問2 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。
- （答）オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求（通常2月診療分について行うことが想定される。）に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。
- なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。